

国民健康保険税の税率が改正されました

- ▶ 国民健康保険について 生活健康課・町民室 ☎(56)2222 住民生活室 ☎(58)7070
- ▶ 国民健康保険税について 税務課 ☎(56)2223

今年度の国民健康保険事業に必要な予算は、10億6,470万円となります。その内、被保険者の皆さんがお医者さんなどにかかるための医療費分の予算が、約6億5,660万円、後期高齢者医療制度への支援金が1億1,651万円、40歳から64歳までの方が支払う介護納付金が約5,635万円となっています。

これらの経費に対しては、国や県の負担(補助)金、社会保険等からの交付金や、保険税軽減による町からの繰入金などのほかは、国民健康保険に加入する被保険者の皆さんからいただく国民健康保険税によって支えられています。

平成26年度の国民健康保険税を計算しますと、医療費分予算で4,201万円、後期高齢者支援金分で約479万円、介護納付金分で約652万円が不足してしまうこととなり、医療費をはじめ、後期高齢者支援金や介護納付金などを支払うことができなくなってしまいます。このような状況の中で、国民健康保険の安定した運営を目指し、今後も、皆さんが安心して医療を受けていただくことができるよう、

平成26年度は国民健康保険税率等の一部を改正させていただきますこととなりました。

保険税率等の改正により、なお不足してしまう財源は、国民健康保険支払準備基金(以下「基金」という。)から4,000万円を繰り入れることとしていますが、今回の基金繰り入れにより、26年度末の基金残高見込みは、4,304万円(平成20年度当時の保有額の約21%)にまで減ってしまう見込みで、基金の有効的な活用ができなくなってしまいます。

このため、町では、平成26年度に繰り入れを予定している基金4,000万円分と、今後の安定した国民健康保険事業の運営のために基金元金への積み増し分1,390万円を加えて、基金元金への積み立てを行うために一般会計からの繰り入れにより基金を確保する予定としています。

以上の状況を踏まえ、今回改正された保険税率等は下記表のとおりとなりますので、皆さまのご理解をお願いいたします。

【1. 平成26年度国民健康保険税・税率表】

区 分		平成26年度 新しい税率等	平成25年度 今までの税率等	比 較
医療分	所得割(A)	4.02%	3.52%	+0.50%
	資産割(B)	16.70%	20.50%	△3.80%
	被保険者均等割(C)	15,800円	14,300円	+1,500円
	世帯平等割(D)	16,600円	15,900円	+700円
	賦課限度額	510,000円	510,000円	改正はありません
後期高齢者 支援金分	所得割(A)	1.80%	1.71%	+0.09%
	資産割(B)	7.95%	9.78%	△1.83%
	被保険者均等割(C)	7,000円	5,600円	+1,400円
	世帯平等割(D)	7,700円	6,800円	+900円
	賦課限度額	160,000円	140,000円	+20,000円
介護納付金分 (40～64歳)	所得割(A)	2.05%	1.85%	+0.20%
	資産割(B)	9.10%	11.55%	△2.45%
	被保険者均等割(C)	10,200円	9,400円	+800円
	世帯平等割(D)	8,100円	7,400円	+700円
	賦課限度額	140,000円	120,000円	+20,000円

皆さんの世帯の国民健康保険税は、上記の表の税率等により計算されます。算出の基礎となる金額などから計算して年間の国民健康保険税が決められます。

国民健康保険税の軽減を受けられる対象者の拡大を図るために、国民健康保険税の被保険者均等割額と世帯平等割額について、5割軽減及び2割軽減を受ける世帯の軽減判定所得が引き上げられました。改正された軽減判定所得の算定方法は以下のとおりです。※〃部分が今回改正された部分です。

- 7割軽減基準額 ⇒ 基礎控除額(33万円) ※今までと変更ありません。
- 変更** 5割軽減基準額 ⇒ 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
※〃部分で「世帯主を除く」が削除されました。
- 変更** 2割軽減基準額 ⇒ 基礎控除額(33万円) + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
※〃部分が「35万円」から「45万円」に改正されました。

軽減の状況などは、加入世帯に送付される納税通知書をご覧ください。か税務課(役場本庁)へお問い合わせください。

【2. 平成26年度国民健康保険事業会計予算(補正予算後)】

歳 入	金額(千円)	歳 出	金額(千円)
保険税(今までの税率で算出した分)	161,281	医療給付費等	656,609
保険税(今回の改正分)	12,267	後期高齢者支援金	116,515
国保支払準備基金	40,000	介護納付金	56,356
国・県支出金	247,740	その他支出(保健事業費など)	235,220
交付金	333,207		
その他収入	270,205		
歳入合計	1,064,700	歳出合計	1,064,700

「いやしの里診療所で 皮膚科遠隔診療支援」が始まりました

川根本町いやしの里診療所で5月23日、島田市民病院と連携した皮膚科の遠隔診療支援が始まりました。

遠隔診療支援とは、ビデオ会議システム(対話型電気通信テクノロジー)により複数の遠隔地を結んで双方方向の画像および音声による会議を行うシステム)で総合病院、診療所を繋ぎ、総合病院の専門科目医の診察を受けることを言います。

いやしの里診療所では、平成24年度から静岡県立総合病院とビデオ会議システムで繋ぎ、循環器(毎週木曜日)、整形外科(毎月第3金曜日)の遠隔診療支援に取り組んでおり、これまでに延べ423人の方に受診いただいております。

今回、島田市民病院と連携をさせていただき、第3の診療科となる皮膚科遠隔診療支援を毎月第4金曜日に実施することとなりました。

受診いただく方の診療情報は事前に、静岡県の医療情報ネットワーク「ふじのくにねっと」で総合病院、診療所双方から開示をし情報共有化を図り、当日はディスプレイ越しに専門医の診察を受けるといふ診察スタイルになります。

受診いただける方は
▽原則島田市民病院皮膚科に1回以上受診歴のある方(初診でない方)

▽本人及びそのご家族が遠隔診療支援に同意される方

▽その他、診療所長が遠隔診療支援を要すると認められる方

と条件は付きますが、島田市までの通院の時間、時間的、経済的負担の軽減が図られます。

▼遠隔診療支援のご案内

循環器(担当医：県立総合病院 島田医師) 毎週木曜日

整形外科(担当医：県立総合病院 安田医師) 毎月第3金曜日

皮膚科(担当医：島田市民病院 橋爪医師) 毎月第4金曜日



【いやしの里診療所での遠隔診療の様子】
清水所長と看護師が立ち会います。

「地域防災力」の向上を目指して 局地的豪雨に備え、土砂災害防災訓練を実施

6月1日、寺馬区会館にて、大雨等による土砂災害に備えた防災訓練を実施しました。訓練

には、47名(寺馬区民36名、県中部危機管理局職員1名、県島田土木事務所職員1名、消防団第2分団員5名、役場建設課職員4名)が参加。「手作りハザードマップ」を作成し、地元地域の危険箇所の把握、避難場所、避難経路を区民全員で、改めて確認し防災意識の向上に努めました。

自然災害の脅威

毎年、全国各地で大雨等による土砂災害が発生し、特に近年は狭いエリアで短時間に大雨が降る「局地的豪雨」現象による被害が増加しています。本町ではここ数年台風の被害もなく、「土砂災害警戒情報」も発令していませんが、昨年伊豆大島で土砂災害が発生し自然災害の恐ろしさを改めて感じました。

必要なのは「地域防災力」

「局地的豪雨」に対応するには、避難マニュアルを過信することなく、住民自ら危険を判断し、自主避難をするといった「防災意識の向上」が必要不可欠です。地域特有の土砂災害危険性や避難路を確認し適切な避難ルートを検討する「手作りハザードマップ」作成や土砂災害防止訓練の実施により、住民一人一人の防災意識と「地域防災力」向上を図ることが必要となります。

